

定住支援補助金の手引き

市に移住することを目的として市内を訪問し、市内企業へ就職するために面接を受ける、または市内における起業のために必要な調査を行う方へ、旅費等の費用の一部を助成します。一人あたりの上限は6万円です。

【対象者】40歳未満の方で、次のすべてに該当する方が対象です。(1人につき助成は一度まで)

- 1.平成30年5月1日以降に五島市への移住を目的に市内事業者への企業面接を受けた方または起業調査を実施した方
 - 2.市の相談窓口に移住に係る相談をした方
 - 3.既移住者と交流のための面会を行った方(1ターン者に限る)
 - 4.企業面接または起業調査に係る市内企業の関係者と3親等以内の親族関係にない方
- ※上記1から4までのすべてに該当する方の配偶者であって、40歳未満の方も対象です。
※対象者が40歳以上であっても、上記1から4までのすべてに該当し、配偶者が40歳未満であれば対象となります。

【補助対象経費】

移住希望者の現住所から五島市までの往復交通費(鉄道、航空、高速バス、船)、五島市での宿泊費(2泊まで、1泊あたり上限7,400円)、パック旅行商品購入費

※パック旅行賞品以外の場合の宿泊料は、食費を除いた(経費内訳がわかる)領収書の提出が必要です。



【補助額】対象経費の3分の2以内の額で、1人あたり上限6万円(千円未満の端数は切り捨て)

【移住希望者とは】

市への移住を希望または検討する方で、市内での就職、転職、起業のいずれかを目指す方

【市内企業とは】

市内に本社、支社、事務所等の就業場所を設置している法人(国、地方公共団体を除く)または個人事業者

【企業面接とは】

求人中の市内企業が従業員等を雇用するために市内で実施する面接及び雇用の条件、職場の状況等を確認するため、求人中の市内企業を訪問して実施する事業主等との面談。ただし、1週間の所定労働時間が30時間未満の求人に係る面接・面談を除く

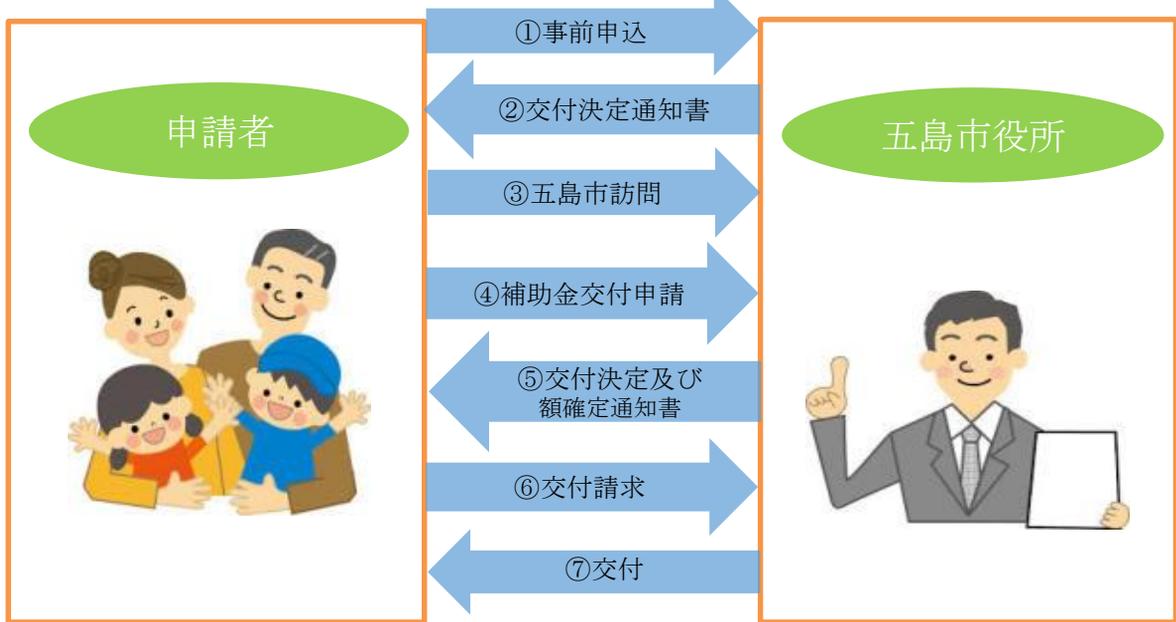
【起業調査とは】

市内での起業を目指す方により、自らの起業のために必要な市内企業及び不動産の所有者等への訪問及び調査



裏面は
補助金交付までの流れ!

定住支援補助金交付までの流れ！



①事前申込（訪問予定時期の2か月前までに下記書類を提出してください）

- 1.事前申込書（様式第1号）
- 2.履歴書
- 3.住民票の写し（配偶者を補助の対象として申請する場合は、配偶者の住民票の写しを含む）
- 4.配偶者との関係が確認できる書類（配偶者を補助の対象として申請する場合に限る）（3の書類で確認できる場合は不要）

②事前申込決定報告

※申込書に基づき市内企業（申請者が「ターナー」者である場合は市内企業及び既移住者）と訪問する日程等を調整します。その結果を、訪問予定時期の1か月前までに事前申込決定報告書（様式第2号）に移住希望者定住支援事業行程表（様式第3号）を添えて報告しますので、航空機等の予約を開始してください。

④補助金交付申請（申請期限は、訪問年月日の終了日から60日以内です）

- 1.移住希望者定住支援補助金交付申請書
 - 2.様式第6号実施報告書
 - 3.補助金対象経費を支払ったことを証する書類（領収書の写し等）
 - 4.暴力団等排除に関する誓約書
- ※五島市補助金交付規則第5条の2の規定により、暴力団、暴力団員、社会的非難者に該当する方へは補助金の交付決定ができません。

⑤交付決定及び額確定通知書送付

※交付決定及び額確定通知書の送付は、交付申請日から3週間程度要します。

⑥交付請求（⑤交付決定及び額確定通知書送付時、必要書類を送付いたします。）

※交付請求書に記名押印のうえ、預金通帳の写しを添付し提出してください。

⑦交付—交付請求受領後、3週間程度で指定口座への振込にて交付いたします。

年 月 日

五島市長 様

申請者 住 所
氏 名 (※)

(※)本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

年度移住希望者定住支援補助金交付申請書

年度において移住希望者定住支援補助金について、移住希望者定住支援補助金 円を交付されるよう五島市補助金等交付規則（平成16年五島市規則第44号）第4条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 実施報告書（様式第6号）
- 2 補助対象経費を支払ったことを証する領収書等の写し

様式第6号（第7条関係）

実施報告書

移住希望者	住 所			
	氏 名 (年齢 歳)			
移 住 区 分	Uターン ・ Iターン			
企業面接又は 起業調査を実 施した企業名	実施日： 年 月 日			市確認欄
	① ② ③			
起業のための 物件視察場所	実施日： 年 月 日			市確認欄
	① ② ③			
移 住 相 談	実施日： 年 月 日			市確認欄
	場 所：			
既移住者面会 ※Iターンのみ	実施日： 年 月 日			市確認欄
	(既移住者) 住 所 氏 名 連絡先			
経 路 等	年 月 日	公共交通機関	経路（駅又 は空港等）	備 考

暴力団等排除に関する誓約書

年 月 日

(宛名) 五島市長

住所 (所在)

商号又は名称

代表者職氏名

印

(生年月日

年

月

日)

私は、下記の事項について誓約いたします。

なお、下記の事項に該当となった場合には、速やかに届け出るとともに、指名停止等（契約の解除、許可の取消及び補助金等の不交付を含む。）、市が行う一切の措置について、異議申し立てを行いません。

記

- 1 自己又は自己の法人その他の団体の役員等（別紙役員等名簿に記載）は、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員により経営に実質的に支配若しくは関与を受けている者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者の損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 2 1に掲げるものを下請契約等（受託契約及び間接補助事業交付決定を含む。）の相手方にしません。
- 3 下請契約等（受託契約及び間接補助事業交付決定を含む。）の相手方が1に掲げる者であることを知ったときは、当該下請契約等（受託契約及び間接補助事業交付決定を含む。）を解除（又は取消）します。

